

高齢者及び障がい者にやさしい ごみの戸別収集実施のご案内 (ふれあい収集)

日光市では、平成25年4月から、高齢や障がい等により、家庭ごみをごみステーションにまで持ち出すことが困難な世帯の方を対象に、ごみの戸別収集（ふれあい収集）を行います。

戸別収集をご希望する方は、下記の内容をご確認のうえ、日光市資源循環推進課の窓口で申請してください。

●ふれあい収集を利用できる世帯は

身近な人などの協力が困難で、自らごみステーションにごみを持ち出すことができない方で、次のいずれかに該当する方で構成されている世帯です。

- ・要介護状態区分が2～5の方
- ・身体障害者手帳1級から4級の交付を受けている方のうち、上肢、下肢、体幹機能又は視覚に著しい障害を有する方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている方
- ・療育手帳A1、A2又はB1の交付を受けている方
- ・その他、市長が特に必要と認めた方

●申込み方法

申請書を、資源循環推進課窓口に提出してください。

(申請は、ご本人のほか、ご親族、ケアマネージャー等代理の方でも申請は可能です。)

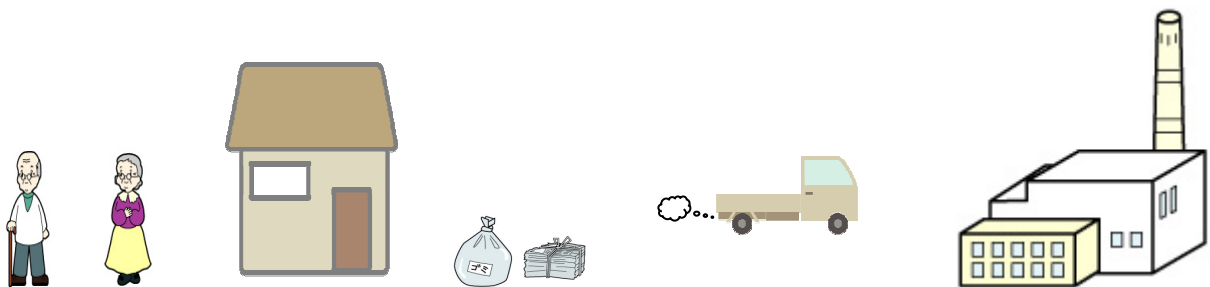
申込みの際は、必ず事前に資源循環推進課資源循環推進係までお問い合わせください。

●収集方法等

週1回、戸別に訪問し、ごみを収集いたします。

なお、収集日等につきましては、申請後の審査の際に調整いたします。

また、収集するごみは「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源物（缶、びん、ペットボトル）」「古紙」になります。



くわしくは

資源循環推進課 資源循環推進係

電話 21-5138